

議案第 6 5 号	三田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の取扱いについて、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p><b>【関係法令】</b> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p><b>【改正背景】</b> 平成 25 年 5 月に制定された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる「マイナンバー法」）により、本年 10 月から、住民票を有するすべての個人に対して「個人番号」が指定・通知される。</p> <p>同法では、これまで以上に個人識別機能を有することから、「個人番号」をその内容に含む「特定個人情報」の取扱いについて、現行の「個人情報」と区別したうえで、一般に適用される「個人情報の保護に関する法律」や国の機関に適用される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等に対し、それぞれ同法第 29 条及び第 30 条において、特例措置として必要な読み替え規定が設けられている。</p> <p>また、同法第 31 条では、各地方公共団体においても、同法の趣旨を踏まえ、「特定個人情報」の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずることとされていることを受けて、本市個人情報保護条例についても所要の規定の整備を行う必要がある。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 用語の定義</p> <p>「特定個人情報」や「保有特定個人情報」等の用語について、マイナンバー法に規定する定義を引用する等により規定</p> <p>① 「特定個人情報」 住民基本台帳など個人番号をその内容</p>

に含む個人情報（マイナンバー法第2条第8項）

- ② 「保有特定個人情報」 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（公文書に記録されているものに限る。）

(2) 「特定個人情報」の利用・提供の制限

① 「特定個人情報」の利用の制限

実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することを禁止（人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合を除く。）

② 「特定個人情報」の提供の制限

実施機関は、マイナンバー法第19条各号（本人への提供、法令又は条例の規定に基づく提供、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合における提供、その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定める場合における提供等）のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供することを禁止

(3) 「特定個人情報」の利用停止請求に関する規定

マイナンバー法において、上記(2)の「特定個人情報」の利用・提供の制限に加え、「特定個人情報」の収集等が制限されていることに鑑み、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」と同様、現行の「個人情報」に係る利用・提供の停止、消去といった利用停止請求権とは別に、「特定個人情報」に係る同様の利用停止請求権を創設 ※「特定個人情報」の開示請求及び訂正請求については、現行規定のとおり。

【施行期日】 平成27年10月5日他